

請願第5号

請 願 書

令和6(2024)年2月29日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市八山田西二丁目251
重度心身障がい者医療費助成における
現物給付を求める会
代 表 渡 部 京 子

紹介議員 岡田哲夫
八重樫小代子

重度心身障がい者医療費助成における現物給付の実施を求める請願

〔請願趣旨〕

子供が重度心身障がい者である私たちは、普段からわが子の通院にたいへんな苦勞をしております。

健常児の子供さんより通院の機会が多く、窓口負担金の支払いに困るような状況の時もありますし、その後の医療費の申請も簡単ではありません。

わが子の場合、整形外科、婦人科、耳鼻咽喉科、歯科医院に通院しておりますが、その中で医療費の申請の自動化を取り入れた医院はただ一つです。個人的に自動化を頼んでみましたが、事務の都合でできませんとの返答でした。

後から戻ってくるからといっても、そのときの経済的負担が重荷になって、必要な医療をちゅうちょするようなことがあってはなりません。必要な医療を受けられずに重度化したら、いったい誰が責任をとるのでしょうか。

福島県内では障がい者権利条約の理念のもと、すでに福島市、いわき市、矢吹町が現物給付を実施しており、中核市である郡山市がどうして実施できないのかと聞かれることもしばしばです。私の娘は親の高齢化に伴い最近障がい者のグループホームに入所しましたが、医療費の請求は施設職員にも大きな負担になっています。

実施していない自治体では現物給付をすることで医療費が増えることにより、その増加分に見合う国の補助金を減らすペナルティーがあることを理由にしています。

このペナルティー措置は障がい者が安心して医療を受ける権利を踏みにじるものです。

障がいは、誰にとっても他人ごとではありません。人は誰しも病気になったり怪我をしたり、年老いていきます。

この理不尽なペナルティーをなくすことを国に強く求めながらも、今すぐに郡山市で現物給付を実現するために、影響額分を一般会計からぜひ補填していただきたいと思います。重度心身障がい者医療費助成に該当する多くの市民が苦しんでいる状況を改善するという政策の実現のために、私たちの税金を使ってください。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

重度心身障がい者医療費助成における現物給付を郡山市でも実施すること。

請願第6号

請 願 書

令和6(2024)年3月5日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市桑野一丁目4-10-202

虹とみどりの会

代 表 滝 田 春 奈

紹介議員 古 山 唯

吉 田 公 男

遠 藤 隆

パレスチナ・ガザでの大虐殺を止めるために日本政府が役割を果たす
こと等を求める意見書提出の請願

〔請願趣旨〕

パレスチナ・ガザ自治区の人々は、イスラエルによる「ハマスへの報復」戦争により、数か月にわたって爆撃と銃撃を受けて生活の場を破壊され、北部と中部から最南端のラファ市へと避難を強いられてきました。その中で、子ども、女性、高齢者をはじめ3万人近くが命を失い約7万人以上が負傷し、病と飢餓に苦しんでいると報じられています。

そして今、汚れた水を飲み、わずかな食料を分け合い、伝染病にさらされながら何とか生き延びてきた140万人もの人々が密集するラファに、イスラエル政府は進軍することを表明しており、世界の人々の目の前で、現代のホロコースト・大虐殺が起こされようとしています。

国際司法裁判所（ICJ）は、イスラエルが、「ジェノサイド条約に基づく義務を完全に順守する義務を負っている」ことを強調し、食料などの援助が届く手立てを講じることを命じています。今こそ、国際世論と各国の外交によって、イスラエルの独善的姿勢を改めさせる必要があります。

私たちは、大虐殺を阻止し、パレスチナに平和をもたらすために、日本政府が外交・経済政策の両面から働きかけてイスラエルに軍事作戦の停止を求めるとともに、

飢餓と病に瀕するパレスチナ難民の食料・医療・居住・教育支援を拡充することが必要だと考えます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 イスラエルに対し、パレスチナ・ガザでの軍事作戦を直ちに中止するよう求めること。
- 2 中止しない場合は、日本イスラエル投資協定の見直しや駐在大使召還を検討すること。
- 3 日本政府としてパレスチナ難民への食料・医療・居住・教育の支援等を拡充すること。

請願第7号

請 願 書

令和6(2024)年3月5日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市柏山町11

「チェルノブイリ法日本版」をつくる

郡山の会（しゃがの会）

代 表 郷 田 み ほ

紹介議員 古 山 唯
吉 田 公 男
遠 藤 隆
飯 塚 裕 一

パレスチナ・ガザ地区における即時停戦、及びそれぞれの人質の即時解放等による平和的解決を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

2023年10月7日に行われたハマスによるイスラエルへの奇襲攻撃に対して、イスラエルは「戦争状態」と宣言、ハマスが拠点とするガザ地区に絶え間ない空爆を続けています。ガザ地区ではジェノサイドともいえる状況が生まれ、2024年1月末で死亡者数は2万6千人を超え、うち4割が子どもであると発表されており、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）ともいわれる深刻な状況に直面しています。

民間人が無差別に攻撃されることは国際法上も許されません。とりわけ、最も守られなければならない未来ある子どもの命が奪われることは地球の損失であり、決して許されることではありません。

ガザの停戦を求める意見書あるいは決議は全国で（2023年12月23日現在）166の自治体で、福島県では（2024年1月30日現在）福島市、南相馬市、須賀川市で採択されています。福島県議会においても採択されています。

郡山市は1971年に世界連邦平和都市宣言、1984年に核兵器廃絶都市宣言、2016年

に日本非核宣言自治体協議会へ加盟しており、軍備縮小と世界平和の希求を一貫して訴えています。

国際法のもとで、国同士がコミュニケーションを維持し、友好的な国際社会の秩序を守らなければならないと思います。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、人類史上唯一の戦争被爆国として平和を希求する連携強化の重要な役割を担うべき日本国政府に対して、意見書を提出されるよう請願します。

[請願事項]

- 1 ガザ地区における即時停戦を求めること。
- 2 それぞれの人質の即時解放等による平和的解決を求めること。

請願第8号

請 願 書

令和6(2024)年3月5日

郡山市議会議長
佐藤政喜様

郡山市島二丁目9-18
郡山医療生活協同組合
理事長 坪井正夫

郡山市大槻町字西勝ノ木5-1
社会福祉法人くわの福祉会
理事長 多勢芳朗

郡山市田村町守山字上河原4-10
公益社団法人認知症の人と家族の会
福島県支部郡山地区会
代表世話人 芦野正憲

紹介議員 古山 唯
吉田 公男
箭内 好彦
遠藤 隆
飯塚 裕一

現行の健康保険証の廃止期限延長を求める請願

〔請願趣旨〕

昨年12月22日、政府は現行の健康保険証を令和6年12月2日で廃止し、マイナンバーカードを保険証として使う「マイナ保険証」に一本化することを閣議決定しました。しかし、1月19日の厚労省社会保障審議会医療保険部会の資料によると、令和5年12月時点で、国内全体のマイナ保険証利用率は4.29%（8ヵ月連続の低下）と、まだまだ利用できている国民が少ない状況です。

郡山市内でも、高齢者、要介護者、障がい者、認知症を抱える方などがデジタル化に取り残され、マイナ保険証についていけないという不安を持つ市民が多くいます。「誰一人取り残さない郡山」の実践として、12月に予定されている健康保険証の廃止後に、受診抑制や無保険者が生まれないような対策を講じ、必要な医療を受けることができる仕組みを維持することが大切です。

つきましては、国民皆保険制度のもとで、現行の健康保険証の廃止期限を延長するよう、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

国に対して、現行の健康保険証の廃止期限を延長するよう求める意見書を提出すること。

請願第9号

請 願 書

令和6(2024)年3月5日

郡山市議会議長

佐藤政喜様

郡山市虎丸町7-7

日本労働組合総連合会

福島県連合会郡山地区連合会

議長 横倉洋介

紹介議員 古山 唯

吉田 公男

箭内 好彦

岡田 哲夫

折笠 正

八重樫 小代子

諸越 裕

近内 利男

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書

〔請願趣旨〕

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大により最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派

遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
- 3 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り審議を早め、早期の発効に努めること。